

堺市住民基本台帳ネットワークシステム
増設用端末等機器賃貸借（R7～）

堺市 市民人権局 市民生活部 戸籍住民課

【目 次】

[本編]

堺市住民基本台帳ネットワークシステム増設用端末等機器賃貸借（R7～） 仕様書……………	1
別紙_暴力団等の排除について……………	別紙

[別冊]

別紙 1_作業対象機器・仕様一覧……………	1-1
別紙 1-1_作業対象機器・仕様一覧_クライアント……………	1-1-1
別紙 1-2_作業対象機器・仕様一覧_タッチパネル……………	1-2-1
別紙 1-3_作業対象機器・仕様一覧_カードリーダー……………	1-3-1
別紙 1-4_作業対象機器・仕様一覧_住基ネット用操作者認証装置……………	1-4-1
別紙 1-5_作業対象機器・仕様一覧_ネットワーク機器……………	1-5-1
別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧……………	2-1
別紙 3_機器導入仕様書……………	3-1
別紙 4_ネットワーク構成図及び機器構成イメージ図……………	4-1
別紙 5_受注者付帯作業一覧……………	5-1

堺市住民基本台帳ネットワークシステム増設用端末等機器賃貸借（R7～）

1. 調達の概要

本仕様書は、堺市（以下、「発注者」という。）で使用する、堺市住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「本システム」という。）のハードウェア（システム端末、周辺装置、その他関連機器を含む。）及びソフトウェア（マニュアルを含む。）の納入、その搬入搬出作業、設定作業、保守作業及び保守期間終了後の機器の廃棄処理に関する内容を定めるものである。

また、本仕様書には、納入するハードウェア及びソフトウェアについて、詳細な仕様と数量、導入場所とスケジュール、設定作業場所又は納入場所における作業（導入手順の概要）と支援の内容及び導入と保守に関する要件を記載している。

主な業務の内容を以下に纏める。

（1）機器賃貸借等

本システムのハードウェアの賃貸借及びソフトウェアの調達。なお、ソフトウェアについては、市を契約者としてライセンス契約を行い、メディアを1枚以上調達すること。

（2）OS 及びソフトウェアのインストール等

本システムのハードウェア及びソフトウェアの構築においては、業務システム構築業者が設計を行っている関係から、以下の業務を実施すること。

ア 発注者が提示する設計書を基に設定書を作成すること。なお、設定書は発注者の承認を得ること。

イ アの設定書に基づき、OS 及びソフトウェアのインストール、設定及び動作確認を実施すること。

ウ イの業務完了後に業務システム構築業者が実施する設定及びテスト等の作業において障害が発生し、その原因が機器、OS 又はソフトウェアである場合、当該障害の対応を実施すること。なお、障害の原因が不明な場合は、障害原因の調査等も本業務に含まれる。

（3）本システムで使用するハードウェアの設置

本システムのハードウェアの設置及び既設の住民情報系ネットワークとの接続を実施すること。なお、電源及び LAN ケーブルの接続等の環境整備も含まれる。

（4）納品及び引継ぎ

本仕様書に示す設定書及びマニュアル等を作成し、納品すること。また、OS 及びソフトウェアの設定及びバックアップ方法等について、発注者等へ引継ぎを実施すること。

（5）保守等

本システムのハードウェア、OS 及びソフトウェアの保守を実施すること。

OS 及びソフトウェアの脆弱性、バージョンアップに関する情報等を発注者に提供すること。また、ハードウェア、OS 及びソフトウェアの設定及び機能等に関して、調査及び技術支援を実施すること。

（6）機器撤去等

保守期間満了後の機器撤去及びデータ消去等を実施すること。ただし、賃貸借期間の延長を実施する場合は、発注者と協議し決定すること。

（7）留意事項

納入機器の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等を含む。）については、本仕様書の有無にかかわらず提供すること。

詳細の仕様は、次項以降に記載する。

表 2 作業期間、設置期間及び賃貸借期間

導入区分	初期設定 その他動作確認	設置／据付調整期間	現地設定 動作確認作業期間	賃貸借期間
クライアント (※設定作業場所)	令和 7 年 7 月上旬 ～ 令和 7 年 9 月下旬	令和 7 年 8 月上旬 ～ 令和 7 年 9 月下旬	—	—
クライアント (※各納入場所)	—	令和 7 年 9 月上旬 ～ 令和 7 年 9 月下旬	令和 7 年 9 月下旬	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 12 年 8 月 31 日

4. 機器の導入方法

発注者の指示に従い、下記の内容を実施すること。

4. 1. 導入方法

- ① 落札後、納入機器の詳細仕様、設置平面図、立面図、電源容量、発熱量、重量及び搬入計画等の資料を速やかに発注者に提出し、承認を得ること。また、変更があった場合は、速やかに修正し、発注者に再提出すること。
- ② 落札後に提出された納入機器の詳細仕様が、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」に記載の内容を満たしていないと発注者が判断した場合は、指摘部分の納入機器を速やかに変更し、発注者に再提出すること。
- ③ 各ソフトウェアのライセンスについては以下の通りとする。
 - ・ソフトウェアは「発注者」に使用権があり、契約期間中適切に使用可能であること
 - ・ライセンス契約及びそのユーザー登録は、「発注者」をユーザーとして登録すること
 - ・ソフトウェアのメディアは、必ず一枚以上納入すること。
- ④ OS 及びソフトウェアに関する設定内容、発注者へ事前に提示し、協議すること。受注者は、協議の結果を設定書や手順書にまとめ、その内容に従い、インストール、設定及び動作確認等を実施すること。なお、セットアップ完了後のバックアップデータ及びバックアップ手順書は、機器障害時の回復のために必ず作成し、利用可能な状態にすること。
- ⑤ OS 及びソフトウェアのインストール及び設定作業と並行し、発注者が管理するドメインへの参加、サーバとの接続に関する設定及び動作確認等を実施すること。なお、それぞれの作業は、発注者の指示に従い、業務システム構築業者と調整のうえ、実施すること。
- ⑥ 発注者が管理するドメインへの参加を実施するうえで、ドメイン既定のグループポリシー（サービス無効設定等）が原因でハードウェア及びソフトウェアへ影響が懸念される場合は、発注者と調整のうえ、対策を講じること。
- ⑦ サーバとの接続に関する設定及び動作確認等の作業後は、業務システム構築業者が構築作業を実施するため、各機器を業務システム構築業者へ一時的に受け渡すこと。その際、業務システム構築業者へ機器を受け渡すまでに、納入機器を使用して、初期不良の検出確認を実施すること。なお、初期不良は、最低一年間は無償で保証することとし、保証に伴う部品代、交通費及び送料等の諸費用は、受注者の負担とする。
- ⑧ 業務システム構築業者の動作確認において、納入機器のソフトウェア等の動作に問題がある場合は、発注者、業務システム保守業者、及び業務システム構築業者との協議に誠実に対応すること。なお、動作確認期間中に端末ソフトウェアのセットアップに変更が生じた場合は、端末の再セットアップ等を実施すること。
- ⑨ 納入機器の設置場所及び内訳は、「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照すること。
- ⑩ 設定作業場所及び納入場所への搬入、設置作業及びネットワークへの接続は、発注者と調整

の上、それぞれの場所における通常業務に支障をきたさない日程で実施すること。なお、作業の計画及び実施に当たっては、既存業務システムの運用に支障が無いよう、安全確保について十分留意すること。

- ⑪ 通信線の接続は、「4. 2. ネットワーク接続方法」に従い、受注者が実施すること。
- ⑫ 納入機器の搬入時は、発注者が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、発注者が搬入場所の器物破損をする可能性があるとは判断した場合は、養生すること。なお、養生にかかる費用は受注者負担とする。
- ⑬ 納入する機器又は搬入搬出作業が原因で既存端末等機器の移設等が発生する場合は、受託者の責任にて既存端末等機器の納入業者と調整を行い、移設等の対処を実施すること。なお、これら作業に要する諸費用は、受注者の負担とする。
- ⑭ 端末設置場所付近の床下あるいは壁面にコンセントが用意されているため、受注者が OA タップを手配し接続すること。場所によっては離れた位置のコンセントから接続する場合があるため、その場合はモールによる敷設工事等を行うこと。なお、敷設工事にかかる費用は受注者負担とする。
- ⑮ 設置場所によっては、分電盤等の増設工事が必要となる場合があるため、必要に応じて、平日の夜間（深夜）もしくは休日に工事を行うこと。なお、設置場所によっては工事可能な日時の制限があるため、発注者と調整の上、機器の搬入に先行して工事を行うこと。
- ⑯ 指定期日までに全納入場所の作業を完了すること。なお、設置時の最終設定及び動作確認等は、事前に提示するスケジュールに従って業務システム構築業者が作業を実施するため、必ず立ち会うこと。なお、スケジュールは変更もあり得るため、その際は発注者の指示に従うこと。
- ⑰ 設置時の最終設定及び動作確認等の完了後、稼働後の機器障害（ディスク装置等を含む。）に対するシステム回復を目的に、業務システム構築業者がシステムフルバックアップの取得を実施するため、必ず立ち会うこと。なお、バックアップ取得のために必要となる業務システム構築業者からの問合せには、誠実に対応すること。
- ⑱ 作業全般を通して、事前に発注者と調整の上、必要に応じて現地調査を行うこと。また、最終的に設置した機器が分かるように、必ず、機器設置図を提出すること。

4. 2. ネットワーク接続方法

- ① 本システムは、「別紙 4 ネットワーク構成図及び機器構成イメージ図」のとおり、既存住民窓口業務を稼働させているネットワークに接続する構成を想定している。機器の接続に当たっては、この構成に従い、セキュリティ設計、ネットワーク監視設計及び接続方法等を検討し、発注者及びネットワーク業者と十分に協議及び調整の上、作業にあたること。
- ② 発注者が管理するネットワークとの接続において、税・保険システム等が稼働する重要な基幹ネットワーク（以下、「既設ネットワーク」という。）機器の設定変更を既設ネットワーク業者が実施する場合がある。その際は、その接続方法及びセキュリティ設計を既設ネットワーク業者と十分に協議及び調整の上、納入機器の再設定を実施すること。また、既設ネットワーク及び他のシステム（税・保険システム等の業務システム）が確実に動作するはずであったにもかかわらず、納入機器が原因で動作に支障が発生した場合は、動作確保のために、発注者、既設ネットワーク業者及び他の業務システム関係業者に対して、誠実に対応すること。なお、これら作業に要する諸費用は、受注者の負担とする。
- ③ 納入場所への納入及び接続テストの実施においては、発注者の通常業務に支障をきたさない日程を発注者と調整の上、実施すること。また、テストのための既設ネットワーク業者との

調整も主体的に実施すること。

- ④ 既設 L2 スイッチから業務端末への接続に際して必要となる配線工事等を行うこと。
- ⑤ ケーブルの敷設等は、既設の貫通口を使用することとし、現状で使用しているものと同等の耐熱材等を使用して現状復元を行うこと。既設の貫通口が使用出来ない場合においては、モール工事等の作業が必要となるため、発注者の指示に従い、フリーアクセス板の加工を行うこと（OA フロアの形状によっては床面に穴をあける必要がある。）。なお、加工を行う場合は、事前にその内容を書面にて発注者へ提出の上、承認を得ること。
- ⑥ ケーブルの敷設等は、移設要件も考慮して行うこと。
- ⑦ 作業全般を通して、事前に発注者と調整の上、必要に応じて現地調査を実施すること。また、最終的にケーブルの接続先が分かるように、必ず、機器接続図を提出すること。

5. 導入支援

5. 1. 導入支援内容

各機器の導入に伴い、下記の内容を実施すること。

また、発注者及び業務システム構築業者等との窓口となる専任体制を設置すること。要員は、納入機器（ハードウェア、ソフトウェア）の仕様を熟知し、発注者及び業務システム構築業者等へ適切なコンサルティングが可能な要員を選任すること。詳細は、「別紙 5_受注者付帯作業一覧」に示す。

5. 1. 1. 設置前の調整及び支援内容

- ① 落札後、納入機器に関する説明を速やかに実施すること。その際、説明資料を提出し、発注者の疑義があった場合は、速やかに対応すること。
- ② 発注者の判断で納入機器の機能検証を実施する場合は、業務システム構築業者が作業を実施するため、機能検証に協力すること。なお、機能検証の場所及び方法は、発注者と協議の上決定することとし、日程は別途提示する。
- ③ 納入機器が仕様書に定めた条件を満たすことの証明書を提出すること。
- ④ 設定書及び手順書を作成すること。また、必要に応じて設定書及び手順書を修正すること。
- ⑤ セットアップ及び動作確認等の状況を随時報告し、問題がある場合は、改善策を速やかに提示すること。
- ⑥ 業務システム構築業者が設定作業を実施するため、発注者及び業務システム構築業者に対して、納入機器に関する仕様説明会を実施すること。なお、日程は別途提示するが、各機器を業務システム構築業者へ一時的に受け渡すまでに実施すること。
- ⑦ 業務システム構築業者が実施するソフトウェアの組み込み及び動作確認等で発生した質疑及び障害に対して、誠実に対応すること。また、問題や障害に対しては、現地対応も含めて、速やかに対応すること。
- ⑧ 動作確認期間中は、業務システム構築業者等と協力の上、納入機器に対するチューニング等の技術サポートを随時実施すること。なお、本件に対する対応窓口を提示すること。
- ⑨ 上記⑦⑧の対応の範囲としては、本システム業務要件そのものは対象外とする。ただし、納入機器か業務システム等かの切り分けが困難となる場合は、状況について説明した上で、発注者の指示に従い、業務システム納入業者及びネットワーク業者と連携し、対応を実施すること。
- ⑩ 必要に応じて納入場所における機器の設置場所、ネットワーク機器（スイッチングハブ）の位置及び電源の位置の事前確認を行い、必ず、拠点ごとに機器設置図及び機器接続図を作成

し、発注者に提出すること。

5. 1. 2. 設置時の支援内容

- ① 機器設置の日程は別途提示する。なお、納入場所によっては、設置時期の変更が発生する可能性があるため、発注者の指示があるまで、受注者が機器を保管すること。
- ② 各拠点の事情でネットワーク機器（スイッチングハブ）を設置しない場合があるため、発注者の指示に従い、設置作業を実施すること。なお、機器が余った場合は、受注者が機器を引き上げるとともに、発注者の指示に従い、保管しておくこと。
- ③ 設置状況を随時報告し、問題がある場合は、改善策を速やかに提示すること。また、必要に応じて機器設置図及び機器接続図の修正を実施すること。
- ④ 下記の表をもとに、機器本体に対して、機器識別シールを貼付すること。

表 3 機器識別シール詳細

項番	機器名称	シール内容	備考
1	クライアント (マウス等の周辺機器を含む。)	・ホスト名 ・賃貸借期間 ・その他	表示内容の詳細は、別途提示する
2	タッチパネル	・管理番号 ・賃貸借期間 ・その他	
3	IC カードリーダライタ		
4	住基ネット用操作者認証装置		
5	ネットワーク機器		
6	その他	必要に応じて、別途提示する	

5. 1. 3. 設置後の支援内容

- ① 職員数名に対して、今回納入するハードウェア及びソフトウェアに関する運用管理説明会（OS 等ソフトウェア、ハードウェアの操作に関する基本的な事項及びシステム設定、障害発生時の対応に関する事項を想定している。）を、数日程度で速やかに実施すること。なお、日程は別途提示する。
- ② 設置場所ごとに納品機器一覧表を提出すること。項目は、機器名称、数量及び特記事項とし、その他項目がある場合は、別途提示する。

5. 2. 機器の移設要件

区役所に配置する全機器を対象として、設定作業場所から設置場所への移設作業を実施する。これは、一か所で構築及び動作確認等を実施した後、稼動前を目途に正式な場所に移設するものである。また、移設作業に伴い、下記の内容もあわせて実施すること。

- ・疎通確認テスト
- ・業務システム動作確認の立会い及び業務システム構築業者作業中の障害対応（随時対応）

なお、移設作業の詳細なスケジュールは、発注者が別途提示する。

5. 3. 定例会への参加

システム構築を円滑に進めるため、契約締結後から機器設置完了までの期間は、発注者が開催する定例会に参加すること。また、必要に応じてインストール手順書のレビュー等を実施すること。

5. 4. その他

すべての作業において、発注者の業務及び業務システム等に影響がある場合は、定例会で事前に明らかにし、協議の上発注者の指示に従い、対応すること。

また、不慮の影響によって支障が生じた場合は、発注者は過失として受注者に責任を問う。

6. 保守要件

6. 1. 保守概要

システムが常に完全な機能を保つよう、ハードウェア及びソフトウェアの保守作業を実施すること。保守作業に当たっては、他の業務システム関係業者との円滑な協力体制を実現すること。なお、保守作業において、費用を別途請求することは不可能とする。

また、発注者及び業務システム保守業者等との窓口となる専任体制を設置すること。要員は、納入機器（ハードウェア、ソフトウェア等）の仕様を熟知し、発注者及び業務システム保守業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること。

6. 2. 保守の内容

下記の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これら以外の内容においても、発注者の業務に影響を与えないよう、必要に応じて実施すること。

- ① 障害発生時の連絡対応、調査及び原因切り分け作業を実施すること。なお、障害が他の業務システム関係業者に起因する場合は、円滑な協力体制に則り、必要に応じて当該業者への連絡を実施すること。特に業務システム保守業者と連携し、障害の対応を実施すること。ただし、納入機器に起因して他のシステム（税・保険システム等の業務システム）に影響を与えた場合は、受注者が全責任をもって、その復旧作業を実施すること。
- ② 不良部位の切り分け及び交換を実施するとともに、必要に応じて OS 及びソフトウェア（受注者作業分）の回復、設定及び動作確認等を実施すること。
- ③ OS 及びソフトウェア（受注者作業分）のバージョンアップや設定変更が必要となる場合は、発注者、業務システム保守業者及び受注者の三者間で業務システムへの影響等に関する検討会を開催し、発注者が承認した上で作業を実施すること。
- ④ 上記③の環境設定の変更を実施する場合は、変更前に必要なデータ（システム全体、または設定内容等）のバックアップを取得すること。また、変更後においても必要なデータ（システム全体、または設定内容等）のバックアップを取得し、必要に応じて手順及びツール等の修正を実施すること。
- ⑤ OS 及びソフトウェアのパッチが公開された場合は、本システムへの適用可否が判断可能な情報を発注者へ提供すること。なお、パッチ提供期間後に発見された不具合や脆弱性は、業務システム保守業者が対応を実施するが、業務システム保守業者からの問合せ等があった場合は、速やかに対応し、問題の解決に協力すること。
- ⑥ ハードウェア及びソフトウェアを問わず、障害時は即時オンサイト対応とすること。なお、作業者の到着までの期間は、発注者に対して、電話等で運用継続に必要なシステム操作を適切に指示すること。また、オンサイトでの保守対応が不可能な部品がある場合は、賃貸借期

間中は予備品を保有する等の対策を実施し、迅速な復旧を実現すること。

- ⑦ 保守対応後は、業務処理確認または本番処理への立会いを実施すること。また、必要に応じて環境変更後のドキュメント整備を実施すること。なお、作業実績は月次及び年次で文書にまとめ、発注者へ提出すること。
- ⑧ 機器のホスト名及び管理番号並びに保守状況等の管理を行い、保守作業時は管理情報を参照し、適切な対応を実施すること。
- ⑨ OS 及びソフトウェアに対して、下記のサポートを実施すること。
 - i. 保守情報及び技術情報等の提供及びレビュー（発注者が提供情報に対するレビューを行うため、必要性を判断可能な内容であること。）
 - ii. マニュアル改訂版の提供
 - iii. ライセンスに関する管理台帳の提供
 - iv. ドライバ及びパッチ等の改良版の提供及びバージョンアップの実施
 - v. 上記バージョンアップに付随して実施すべき動作確認、翌稼動日起動時の立会い確認及びソフトウェアの回復手順への反映（媒体再作成及び手順修正等）
 - vi. 問合せ対応等の各種技術支援
- ⑩ ハードディスク交換時は、庁舎内で物理的に破壊し、その証明書等を提出すること。
- ⑪ 障害等が原因で機器の交換又は設定の消失が発生した場合は、直近のバックアップ等を用いてリカバリを実施すること。なお、発注者が定めるウイルス対策ソフトウェア、二要素認証ソフトウェア、持出制限ソフトウェア及び資源配布ソフトウェアもリカバリ対象とする。
- ⑫ 機器のリカバリ後は、業務システム保守業者が対応するため、業務システム保守業者からの問合せ等があった場合は、速やかに対応し、問題の解決に協力すること。
- ⑬ 負荷テスト等の基盤総合テスト及び障害対応訓練等に参加すること。なお、問題や障害が発生した場合は、速やかに対応すること。
- ⑭ その他、特に記載のない作業においても、賃貸借機器に障害が発生しないよう、必要に応じて作業を実施すること。

6. 3. 保守部品

保守部品（付属品及び付属消耗品（機器内蔵電池、ノート端末のバッテリー及び定着ユニット等消耗部品並びに導入時のソフトウェア含む。）を常時保有するとともに、賃貸借期間中は保守契約の範囲内で供給が可能なこと。

6. 4. 保守体制

- ① 保守関連窓口を一か所に集約すること。
- ② 保守サービス拠点を本市内に設置し、保守及びその他アフターサービスを適切かつ概ね 2 時間以内に対応が可能であること。
- ③ 保守サービス拠点には、常時、保守部品を保有すること。
- ④ 保守サービス時間帯は、平日の 8 時～18 時とする。障害コール後、概ね 2 時間以内に対応が可能であること。なお、保守作業の実施に当たっては、発注者の指示に従うこと。

6. 5. 定例会への参加

システムの円滑な稼働を維持するために、発注者が実施する定例会（月 1 回程度）に必ず参加し、下記の内容の文書で報告すること。なお、発注者が認める場合に限り、文書による報告のみで定例会の代わりとすることを可能とする。

- ① 障害発生件数及び障害内容並びに保守対応状況及び対応内容
- ② 特に重要な障害等については、詳細な原因及び対応内容
- ③ パッチ、ソフトウェアバージョンアップ及びサポート期間等の情報提供

6. 6. 特記事項

- ① 納入機器、特に他社製のソフトウェアもすべて保守対象とし、一つの窓口で対応すること。
- ② 本契約で納入した機器は、賃貸借期間中は動産保険に加入すること。なお、動産保険に要する諸費用は、受注者の負担とする。
- ③ 発注者及び業務システム保守業者からの依頼に基づくシステムの稼動に必要な OS、ソフトウェア及びハードウェアの障害対応等の技術支援に対して、確実に実現すること。
- ④ 発注者の要求に応じて作成する資料は、すべて文書及び発注者の指定する媒体にて提示し、説明すること。
- ⑤ 契約期間中に発注者及び業務システム保守業者から各種協力依頼があった場合は、システムの円滑な稼動のために、必要な限り迅速に対応すること。
- ⑥ 保守体制、サポート内容及び方法を文書にまとめ、落札後、速やかに提出すること。
- ⑦ 動作確認テストの項目は、そのハードウェア及びソフトウェアの起動確認、終了確認及び正常動作確認をすることを基本とするが、確認テストで実施する具体的な項目は、事前に発注者に対し、レビューを実施すること。
- ⑧ 納入するハードウェア及びソフトウェアにおいて、発注者が想定している機能が、納入時のハードウェア及びソフトウェア構成では実現不可能といった事象が発生する場合は、発注者の定める仕様を満たすハードウェア及びソフトウェア構成に変更し、納入すること。
- ⑨ ハードディスク等に障害が発生し、交換が必要となった場合は、データ復元が不可能となるよう、庁舎内でハードディスク等を物理的に破壊し、データを完全消去すること。また、物理的に破壊したことを証明する文書及び証明写真を提出すること。

7. 機器等の撤去及び廃棄要件

発注者の指示に従い、下記の内容を実施すること。ただし、賃貸借期間の延長を実施する場合は、発注者と協議し、改めて決定することとする。

- ① 廃棄機器等の対象物品、廃棄時の作業内容（環境整備を含む。）及び搬出計画等の資料を、賃貸借期間満了の6か月前に発注者と協議のうえ、提出すること。
- ② 廃棄機器等の対象には、廃棄機器に添付される紙のマニュアル、媒体、保守備品及び保守媒体を含むこと。なお、廃棄処理に当たっては、廃棄物処理法を遵守すること。
- ③ 機器の解体、電源やネットワークの取り外し及び設置場所からの搬出は、発注者と調整の上、それぞれの納入場所の通常業務に支障をきたさない日程で実施すること。
- ④ 廃棄機器に搭載しているハードディスク等は、データ復元が不可能となるよう、廃棄前に庁舎内で物理的に破壊し、データを完全消去すること。また、庁舎内から機器を搬出するまでに、物理的に破壊したことを証明する文書及び証明写真を提出すること。なお、機器の廃棄や物理破壊等の一切の経費は、本契約に含むこととし、ライセンス提供されたものは、発注者に帰属することとする。
- ⑤ 市役所本庁及び各区役所からの搬出時は、発注者が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、必要に応じて、器物破損防止のために養生すること。

8. 納入要件

下記の要件で各種作業を行い、納入すること。

(1) 連絡体制

導入に対する作業体制を明確にし、導入期間中の問合せ及び立会い対応等を実施すること。

(2) 納入場所

詳細については、「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照すること。

(3) ドキュメント

下記に示すドキュメントをデータ形式（ファイル拡張子：.docx .xlsx .txt .pdf、等の発注者側で確認ができるもの）で電子媒体（DVD-R、等）に格納し、納品すること。なお、発注者が様式を指定した場合は、当該様式で提出することとし、容量の都合により電子媒体に格納できない場合は、発注者との協議とする。

- ・展開計画書、手順書及びスケジュール
- ・機器設置図及び機器接続図（各拠点ごとに作成）
- ・ネットワーク図
- ・PC 障害時復旧用バックアップデータ
- ・設定書（OS 及びソフトウェアの設定内容）
- ・機器の管理番号、IP アドレス及びコンピュータ名等の運用に必要な内容
- ・テスト計画書及びテスト結果報告書
- ・ユーザー登録したシリアルナンバー等の一覧表
- ・各種機器及びソフトウェアの運用マニュアル
- ・保守計画書
- ・作業完了報告書
- ・その他、発注者が必要と判断したドキュメント

(4) 媒体

OS 及びソフトウェアは、ソフトウェアごとに1セット納品すること。

(5) 発注者による検収

設置作業完了後、発注者が設置状況検収を実施する。

9. 賃借料の支払い及び賃借料以外の費用負担

契約書に従い、受注者に対し、令和7年10月1日～令和12年8月31日の賃貸借期間における賃借料を支払う。

なお、発注者は、契約書に定める以外の費用は負担しない。

10. 機密保護

本業務内で得た情報は、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用及び開示してはならない。また、「個人情報等の保護に係る誓約書」等の発注者が定める書類を提出するとともに、磁気媒体等に記録された情報を含めた情報漏洩を防ぐ対策を講じること。なお、業務の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律、堺市情報セキュリティポリシー及び関係法令等を遵守し、個人情報の保護と情報セキュリティの確保に努めること。

1 1. 適合規格要件

- ① 発注者は、平成13年4月施行の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の第10条の規定に基づき、環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品等の調達の推進を図るための指針として、毎年度に「堺市グリーン調達基本方針（以下、「調達方針」という。）」を定めて、庁内におけるグリーン調達やリサイクル製品の調達の一層の推進を図っている。よって、本システムの機器においても、今回の見積の前提とする要件を満たし、かつ調達方針に沿った機器を選定すること。なお、調達方針は、発注者ホームページを参照すること。
- ② 一般財団法人 VCCI 協会で制定された VCCI CLASS A（非住宅の情報処理装置に適用されるレベル）を取得している機器を、可能な限り選定することが望ましい。

1 2. その他付帯事項

電算機室に入室する必要がある業務又は納入機器の保守に関する業務を、第三者に委任又は請負わせること（以下、「再請負」という。）で業務を履行しようとする場合は、再請負先（複数可能）、再請負の内容及び発注者が必要と認める事項を所定の書式で届け出て、あらかじめ承諾を得なければならない。なお、再請負先がさらに再々請負を実施することは認めない。

本業務に携わる者は、あらかじめ発注者に届出し、承諾を得ること。なお、契約締結後は、発注者が指定する様式で速やかに届出すること。

1 3. その他

- ① 本仕様書に疑義がある場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。なお、契約後の本仕様書の解釈は、発注者によるものとする。
- ② 本契約は入札前に質問期間を設けているため、入札をした者は、仕様書等の内容に対して、入札後に不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることは認めない。
- ③ 発注者の要求に応じて作成する資料は、すべて、文書及び発注者の指定する磁気媒体（編集可能な形式の Microsoft Word 又は Excel 等）で提出し、説明すること。
- ④ 契約が継続されなかった場合は、設置した機器を撤去するとともに、原状回復を実施すること。
- ⑤ 受注者は、発注者からの契約履行状況に関する調査に対し、常時、対応可能な体制を整えること。
- ⑥ 受注者は、「別添_暴力団等の排除について」に記載された事項を遵守しなければならない。

以上

別紙_暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は発注者の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

納入機器（ハードウェア及びソフトウェア）の仕様

第 1 部：クライアント編

1. デスクトップ端末（19 台）

①ハードウェア仕様

用途	クライアント	
本体	アーキテクチャ	PC/AT 互換機
	形状	デスクトップ型（省スペース型）パソコン
	CPU	Intel(R) Core(TM) i3-13100 プロセッサ もしくは同等以上の性能を有する CPU を搭載すること
	メモリ	8GB 以上
	ローカルディスク	暗号化機能付きの 256GB 以上の SSD を搭載すること
	ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 共用インタフェース 1 ポート以上
	マウス・キーボード	機器は発注者で用意する。
	ディスプレイ	下記仕様のディスプレイと接続可能であること。（なお、ディスプレイの調達は不要とする。） ・形状：TFT 液晶 ・サイズ：19 型以上（ワイドは不可） ・アスペクト比：4:3 ・解像度：1280×1024 ドット以上 ・同時表示可能色数：最大 1677 万色 ・インタフェース：VGA 接続（D-Sub15pin） ※DisplayPort 接続及び HDMI 接続が可能 ※1024×768 の解像度にて全画面表示が可能 ※VGA ポートと KVM 切替機を接続し、複数の端末と画面共有が可能 ※スタンドで自立可能
	外部記録装置	DVD-ROM ドライブを搭載すること ※持ち運び用の外付けドライブは不可とする
	I/O ポート	下記機能を有すること ・USB2.0（Type-C は不可）以上の接続ポートを 5 口以上有していること ・VGA ポートを 1 口以上又は VGA ポート変換アダプタを接続するための空きの Display ポートを 1 口以上有していること。（なお、変換アダプタの調達は不要とする。）

②ソフトウェア仕様

項番	ソフトウェア	バージョン	調達区分	備考
1	Windows 11	Pro	○	OS (64bit 版) クライアント台数分
2	住基ネット用操作者認証装置制御ソフトウェア ※	(備考参照)	○	クライアント台数分 地方公共団体情報システム機構指定のもので、調達する住基ネット用操作者認証装置に適合したソフトウェアとする
3	IC カード/IC カードリーダライタ制御ソフトウェア ※	OS 対応バージョン	○	クライアント台数分

※項番 2～3 のソフトウェアは、業務システム構築業者がセットアップする

③補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカ、同一機種及び同一品質であること。
3	本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	全ノードメモリ容量、CPU 数及び I/O スロット数は同数であること。
5	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後、すべての機器に対して、動作確認を行うこと。
6	本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
7	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
8	納入に際して、梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。
9	発注者が不要と判断するソフトウェアは、インストールしないこと。
10	前述の OS 及びアプリケーションが稼動すること。
11	OS は、日本語（シフト JIS コード）対応とする。
12	受注者調達物品の保守専用窓口を設け、保守対応を実施すること。このサポート期間は、本設置から賃貸借期間完了までとする。なお、賃貸借期間は、1 年程度の延長が可能であること。
13	本体に対して、発注者が指定する機器識別シールを貼ること。
14	ディスク容量は 1K=1024byte として算出すること。
15	OS から復旧が必要な場合に備え、OS の再セットアップに必要な媒体を 1 台分（納入場所分）用意すること。
16	USB ポートにはマウス、キーボード、住基ネット用操作者認証装置及び IC カードリーダライタが同時接続される場合があるため、USB ポート数を考慮すること。
17	発注者に検証用機器を貸与し、納入の前に業務システムの動作確認を実施すること。

2. ノート端末 (4 台)

①ハードウェア仕様

用途		クライアント
本体	アーキテクチャ	PC/AT 互換機
	形状	ノート型パソコン
	CPU	Intel(R) Core(TM) i3-1215U プロセッサ もしくは同等以上の性能を有する CPU を搭載すること
	メモリ	8GB 以上
	ローカルディスク	暗号化機能付きの 256GB 以上の SSD を搭載すること
	ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 共用インタフェース 1 ポート以上
	マウス	機器は発注者で用意する。
	キーボード	日本語キーボード (108 (108A を含む) 又は 109 (109A を含む) 配列準拠)
	ディスプレイ	形状: TFT 液晶 サイズ: 15.6 型以上 (ワイド対応) 解像度: 1920×1080 ドット以上 同時表示可能色数: 最大 1677 万色 ※アスペクト比 4:3 への設定変更が可能であること
	外部記録装置	DVD-ROM ドライブを搭載すること ※持ち運び用の外付けドライブは不可とする
	I/O ポート	USB2.0 (Type-C は不可) 以上の接続ポートを 3 口以上有していること

②ソフトウェア仕様

項番	ソフトウェア	バージョン	調達区分	備考
1	Windows 11	Pro	○	OS (64bit 版) クライアント台数分
2	住基ネット用操作者認証装置制御ソフトウェア ※	(備考参照)	○	クライアント台数分 地方公共団体情報システム機構指定のもので、調達する住基ネット用操作者認証装置に適合したソフトウェアとする
3	IC カード/IC カードリーダーライター制御ソフトウェア ※	OS 対応バージョン	○	クライアント台数分

※項番 2～3 のソフトウェアは、業務システム構築業者がセットアップする

③補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカ、同一機種及び同一品質であること。
3	本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	全ノードメモリ容量、CPU 数及び I/O スロット数は同数であること。
5	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後、すべての機器に対して、動作確認を行うこと。
6	本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
7	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
8	納入に際して、梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。
9	発注者が不要と判断するソフトウェアは、インストールしないこと。
10	前述の OS 及びアプリケーションが稼動すること。
11	OS は、日本語（シフト JIS コード）対応とする。
12	受注者調達物品の保守専用窓口を設け、保守対応を実施すること。このサポート期間は、本設置から賃貸借期間完了までとする。なお、賃貸借期間は、1 年程度の延長が可能であること。
13	本体に対して、発注者が指定する機器識別シールを貼ること。
14	ディスク容量は 1K=1024byte として算出すること。
15	OS から復旧が必要な場合に備え、OS の再セットアップに必要な媒体を 1 台分（納入場所分）用意すること。
16	USB ポートにはマウス、住基ネット用操作者認証装置及び IC カードリーダーライターが同時接続される場合があるため、USB ポート数を考慮すること。
17	発注者に検証用機器を貸与し、納入の前に業務システムの動作確認を実施すること。

第2部：タッチパネル編

1. タッチパネル (3台)

①ハードウェア仕様

用途		タッチパネル
本体	サイズ	13 型以上
	解像度	1024×768 以上
	インタフェース	下記のインタフェースを有していること 映像用：HDMI 接続 タッチパネル用：USB 接続
	特記事項	下記の条件を満たすこと ・使用する端末の OS をサポートしていること ・覗き見防止フィルターを装着して使用できること

②補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカー、同一機種及び同一品質であること。
3	本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後、すべての機器に対して、動作確認を行うこと。
5	本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
6	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
7	納入に際して、梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。
8	受注者調達物品の保守専用窓口を設け、保守対応を実施すること。このサポート期間は、本設置から賃貸借期間完了までとする。なお、賃貸借期間は、1 年程度の延長が可能であること。
9	本体に対して、発注者が指定する機器識別シールを貼ること。
10	発注者に検証用機器を貸与し、納入の前に業務システムの動作確認を実施すること。

第3部：カードリーダー編

1. IC カードリーダーライター (23 台)

①ハードウェア仕様

用途		IC カードリーダーライター
本体	カード搬送方式	手動挿入／手動排出方式
	適合カード	ISO/IEC 14443 準拠 IC カード (タイプ B)
	インタフェース	下記の条件を満たしていること ・上位装置に接続するインタフェースとして USB1.1 以上に準拠していること ・カードリーダー/ライターと通信するためのドライバソフトウェアのインタフェースとして PC/SC に準拠していること
	供給電源	USB インタフェースを通じた上位装置からの電力供給
	動作温度	5～35℃
	動作湿度	湿度 35～85% (結露なきこと)
	伝送プロトコル	リーダー/ライターと IC カードの間の伝送プロトコルは、ISO/IEC14443-4 に記載されている伝送プロトコルに準拠すること
	電界強度	リーダー/ライターから放射される電磁波の電界強度は、電波法施工規則にて規定された、誘導式読み書き通信設備のうち、設置に際し総務大臣の許可を要しないものであること
	互換性	機構による動作確認を受けていること

②補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカー、同一機種及び同一品質であること。
3	本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後、すべての機器に対して、動作確認を行うこと。
5	本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
6	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
7	納入に際して、梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。
8	受注者調達物品の保守専用窓口を設け、保守対応を実施すること。このサポート期間は、本設置から賃貸借期間完了までとする。なお、賃貸借期間は、1 年程度の延長が可能であること。
9	本体に対して、発注者が指定する機器識別シールを貼ること。
10	発注者に検証用機器を貸与し、納入の前に業務システムの動作確認を実施すること。

第4部：住基ネット用操作者認証装置編

1. 住基ネット用操作者認証装置（23 台）

①ハードウェア仕様

用途		住基ネット用操作者認証装置
本体	コントロール体系	Windows 11 / Server 2022 上で動作保証されていること
	USB 規格	USB2.0 準拠
	USB コネクタ形状	上位装置側：USB A タイプコネクタ 読取装置側：USB マイクロ B (5 ピン) タイプコネクタ
	供給電源	DC 5V 500mA 但し、USB バスパワーから供給すること
環境条件	使用メモリ	OS の推奨値に準拠していること
	動作温度	5～35℃
	動作湿度	20～80%RH（結露なきこと）
特記事項		機構の指定製品であり、ガイド（読取部と手の平の間隔を適切に保つために手首を置くためのプラスチック製の部品）つきであること

②補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカー、同一機種及び同一品質であること。
3	本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後、すべての機器に対して、動作確認を行うこと。
5	本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
6	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
7	納入に際して、梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。
8	受注者調達物品の保守専用窓口を設け、保守対応を実施すること。このサポート期間は、本設置から賃貸借期間完了までとする。なお、賃貸借期間は、1 年程度の延長が可能であること。
9	本体に対して、発注者が指定する機器識別シールを貼ること。
10	発注者に検証用機器を貸与し、納入の前に業務システムの動作確認を実施すること。

第5部：ネットワーク機器編

1. スイッチングハブ (7 台)

①ハードウェア仕様

項番	要件	内容
1	インタフェース	10/100/1000BASE-T 8 ポート以上

②補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカ、同一機種及び同一品質であること。
3	本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後、すべての機器に対して、動作確認を行うこと。
5	本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）は、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
6	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
7	納入に際して、梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。
8	受注者調達物品の保守専用窓口を設け、保守対応を実施すること。このサポート期間は、本設置から賃貸借期間完了までとする。なお、賃貸借期間は、1 年程度の延長が可能であること。
9	本体に対して、発注者が指定する機器識別シールを貼ること。
10	発注者に検証用機器を貸与し、納入の前に動作確認を実施すること。

別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧

記載の設置場所は令和 7 年 2 月時点のものであり、住所を変更する場合がある。住所が変更となった場合は、別途、本市から連絡する。

1. クライアント機器

設置場所・台数

項番	設置場所	フロア	機器名	台数	住所
1	堺区	1 階	デスクトップ端末	4 台	大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
			ノート端末	1 台	
2	中区	1 階	デスクトップ端末	3 台	大阪府堺市中区深井沢町 2470 番地 7
3	東区	1 階	デスクトップ端末	1 台	大阪府堺市東区日置荘原寺町 195 番地 1
			ノート端末	2 台	
4	西区	1 階	デスクトップ端末	1 台	大阪府堺市西区鳳東町 6 丁 600 番地
			ノート端末	1 台	
5	南区	1 階	デスクトップ端末	3 台	大阪府堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号
6	北区	1 階	デスクトップ端末	5 台	大阪府堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号
7	美原区	1 階	デスクトップ端末	2 台	大阪府堺市美原区黒山 167 番地 1
合計				23 台	

2. タッチパネルディスプレイ

設置場所・台数

項番	設置場所	フロア	機器名	台数	住所
1	東区	1 階	タッチパネルディスプレイ	1 台	大阪府堺市東区日置荘原寺町 195 番地 1
2	西区	1 階	タッチパネルディスプレイ	1 台	大阪府堺市西区鳳東町 6 丁 600 番地
3	美原区	1 階	タッチパネルディスプレイ	1 台	大阪府堺市美原区黒山 167 番地 1
合計				3 台	

3. IC カードリーダーライター

設置場所・台数

項番	設置場所	フロア	機器名	台数	住所
1	堺区	1 階	IC カードリーダーライター	5 台	大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
2	中区	1 階	IC カードリーダーライター	3 台	大阪府堺市中区深井沢町 2470 番地 7
3	東区	1 階	IC カードリーダーライター	3 台	大阪府堺市東区日置荘原寺町 195 番地 1
4	西区	1 階	IC カードリーダーライター	2 台	大阪府堺市西区鳳東町 6 丁 600 番地
5	南区	1 階	IC カードリーダーライター	3 台	大阪府堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号
6	北区	1 階	IC カードリーダーライター	5 台	大阪府堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号
7	美原区	1 階	IC カードリーダーライター	2 台	大阪府堺市美原区黒山 167 番地 1
合計				23 台	

4. 住基ネット用操作者認証装置

設置場所・台数

項番	設置場所	フロア	機器名	台数	住所
1	堺区	1 階	住基ネット用操作者認証装置	5 台	大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
2	中区	1 階	住基ネット用操作者認証装置	3 台	大阪府堺市中区深井沢町 2470 番地 7
3	東区	1 階	住基ネット用操作者認証装置	3 台	大阪府堺市東区日置荘原寺町 195 番地 1
4	西区	1 階	住基ネット用操作者認証装置	2 台	大阪府堺市西区鳳東町 6 丁 600 番地
5	南区	1 階	住基ネット用操作者認証装置	3 台	大阪府堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号
6	北区	1 階	住基ネット用操作者認証装置	5 台	大阪府堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号
7	美原区	1 階	住基ネット用操作者認証装置	2 台	大阪府堺市美原区黒山 167 番地 1
合計				23 台	

5. ネットワーク関連機器

設置場所・台数

項番	設置場所	フロア	機器名	台数	住所
1	堺区	1 階	スイッチングハブ	1 台	大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
2	中区	1 階	スイッチングハブ	1 台	大阪府堺市中区深井沢町 2470 番地 7
3	東区	1 階	スイッチングハブ	1 台	大阪府堺市東区日置荘原寺町 195 番地 1
4	西区	1 階	スイッチングハブ	1 台	大阪府堺市西区鳳東町 6 丁 600 番地
5	南区	1 階	スイッチングハブ	1 台	大阪府堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号
6	北区	1 階	スイッチングハブ	1 台	大阪府堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号
7	美原区	1 階	スイッチングハブ	1 台	大阪府堺市美原区黒山 167 番地 1
合計				7 台	

機器導入仕様書

第1部 クライアント編

1. はじめに

1. 1. 目的

第1部 クライアント編は、堺市住民基本台帳ネットワークシステム増設用端末等機器賃貸借（R7～）で調達する機器の内、クライアントの導入における下記の作業を、受注者が円滑に実施するためのものである。

- ① 打ち合わせ及びドキュメント作成
- ② 設定作業場所への搬入
- ③ OS のインストール、設定及び動作確認
- ④ サーバ接続
- ⑤ 周辺機器装置の設定及び動作確認
- ⑥ 機器の一時受け渡し
- ⑦ 業務システムソフトウェア等の設定及び動作確認
- ⑧ 機器の再梱包及び搬出
- ⑨ 納入場所への搬入
- ⑩ ネットワークへの接続及び確認
- ⑪ 現地最終設定及び動作確認

1. 2. 対象範囲

① 対象ハードウェア

本手順書の対象範囲となる機器及び導入時期は、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」及び「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照すること。

② 対象ソフトウェア

クライアント編の対象範囲機器に組み込むソフトウェアの一覧は、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」を参照すること。

2. 導入作業

2. 1. 作業内容

クライアントの導入に係る作業内容を、下記の表 1 に示す。

表 1 作業内容一覧（クライアント）

項番	作業内容	作業 範囲	備考
契約後の作業			
1	＜打ち合わせ及びドキュメント作成＞ ・キックオフ及び各種資料提出 ・各種作業のスケジュール、手順及び設定内容等の打ち合わせ並びにドキュメント作成	○	
設定作業場所での作業			
2	＜設定作業場所への搬入＞ ・設定作業場所への搬入及び開梱	○	
3	＜OS の設定及び動作確認＞ ・OS のインストール、設定及び動作確認 ・納入したハードウェアの動作確認	○	業務要件に伴う設定内容は協議した結果を反映する。
4	＜サーバ接続＞ ・サーバとの接続、設定及び動作確認	○	
5	＜周辺機器の設定及び動作確認＞ ・周辺機器の接続、設定及び動作確認	○	業務要件に伴う設定内容は協議した結果を反映する。
6	＜機器の一時受け渡し＞ ・納入機器の初期不良検出確認 ・業務システム構築業者への機器の受け渡し	○	
7	＜業務システムソフトウェア等の設定及び動作確認＞ ・業務システムソフトウェアのインストール、設定及び動作確認	●	
8	＜機器の再梱包及び搬出＞ ・納入場所への搬入及び据付調整 ・機器の再梱包及び納入場所への搬出	○	全ハードウェア機器及びソフトウェアの動作に支障がないことが前提。
設置場所での作業（本設置時）			
9	＜納入場所への搬入＞ ・納入場所への搬入、開梱及び設置	○	
10	＜ネットワークへの接続及び確認＞ ・LAN ケーブルの敷設 ・ネットワークへの接続及び動作確認	○	
11	＜現地最終設定及び動作確認＞ ・現地最終設定及び動作確認 ・作業完了後状態のシステムフルバックアップの取得	●	

○：本手順書の作業対象範囲、●：本手順書の作業対象外(業務システム構築業者作業)

2. 2. 補足事項

「現地最終設定及び動作確認」ですべての機器に問題がない場合は、下記の作業を実施すること。

- ① 機器本体に対して、発注者が別途提示する機器識別シールを貼付すること。
- ② 接続されているネットワークケーブルに、接続先を識別するタグをつけること。
- ③ 梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。

3. 作業内容

3. 1. 打ち合わせ及びドキュメント作成

契約後、納入機器の詳細仕様、設置平面図、立面図、電源容量、発熱量、重量及び搬入計画等の資料を、速やかに発注者に提出すること。

OS 及びソフトウェアに関する設定内容は、発注者へ事前に提示し、詳細を協議すること。受注者は、協議の結果を踏まえ、設定書及び手順書としてドキュメントを作成すること。

3. 2. 設定作業場所への搬入

発注者が指定する設定作業場所へ搬入を実施すること。

3. 3. OS の設定及び動作確認

事前協議で作成した設定書及び手順書に従い、OS のインストール、設定及び動作確認並びに納入したハードウェアの動作確認を実施すること。

3. 4. サーバ接続

サーバに接続するために、事前協議で作成した設定書及び手順書に従い、ネットワーク関連の設定及び動作確認を実施すること。

3. 5. 周辺機器の設定及び動作確認

事前協議で作成した設定書及び手順書に従い、周辺機器の接続、設定及び動作確認を実施すること。

3. 6. 機器の一時受け渡し

サーバとの接続に関する設定及び動作確認等の作業後は、業務システム構築業者が構築作業を実施するため、各機器を業務システム構築業者へ一時的に受け渡すこと。その際、業務システム構築業者へ機器を受け渡すまでに、納入機器を使用して、初期不良の検出確認を実施すること。なお、初期不良は、最低一年間は無償で保証とすることとし、保証に伴う部品代、交通費及び送料等の諸費用は、受注者の負担とする。

3. 7. 業務システムソフトウェア等の設定及び動作確認

業務システムに必要なソフトウェアのインストール、設定及び動作確認等を業務システム構築業者が実施するため、業務システム構築業者からの問合せに対応すること。また、必要に応じて、立会いを実施すること。

また、機器障害時の回復等のために、セットアップ完了時点のバックアップデータ及びバックアップ手順書並びに発注者向けの運用マニュアル（通常時及び障害発生時）を作成し、納入すること。

3. 8. 機器の再梱包及び搬出

機器の設置場所及び設置方法等を発注者と協議のうえ、各納入場所への搬入スケジュールを調整すること。なお、業務システム構築業者の作業完了後は、機器を再梱包し、各納入場所へ搬出すること。

3. 9. 納入場所への搬入

事前協議で作成した機器設置図に従い、各納入場所に搬入された機器を設置すること。

3. 10. ネットワークへの接続及び確認

事前協議で作成した配線図及び機器接続図に従い、LAN ケーブルの敷設を実施すること。なお、機器のネットワーク接続完了後は、動作確認を実施すること。

3. 11. 現地最終設定及び動作確認

機器設置後は、業務システム構築業者が現地最終設定及び動作確認並びに機器設置作業完了後状態のシステムフルバックアップの取得を実施するため、必ず立会い、業務システム構築業者からの問合せに対応すること。

第2部 周辺機器編（タッチパネル、IC カードリーダーライター、住基ネット用操作者認証装置）

1. はじめに

1. 1. 目的

第2部 周辺機器編は、堺市住民基本台帳ネットワークシステム増設用端末等機器賃貸借（R7～）で調達する機器の内、周辺機器の導入における下記の作業を、受注者が円滑に行うためのものである。

- ① 打ち合わせ及びドキュメント作成
- ② 設定作業場所への搬入
- ③ 各種設定及び動作確認
- ④ 機器の一時受け渡し
- ⑤ 業務システムソフトウェア等の設定及び動作確認
- ⑥ 機器の再梱包及び搬出
- ⑦ 納入場所への搬入
- ⑧ クライアントへの接続及び確認
- ⑨ 現地最終設定及び動作確認

1. 2. 対象範囲

① 対象ハードウェア

本手順書の対象範囲となる機器及び導入時期は、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」及び「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照すること。

2. 導入作業

2. 1. 作業内容

周辺機器における作業内容を、下記の表 2 に示す。

表 2 作業内容一覧（周辺機器）

項番	作業内容	作業範囲	備考
契約後の作業			
1	＜打ち合わせ及びドキュメント作成＞ ・キックオフ及び各種資料提出 ・各種作業のスケジュール、手順及び設定内容等の打ち合わせ並びにドキュメント作成	○	
設定作業場所での作業			
2	＜設定作業場所への搬入＞ ・設定作業場所への搬入及び開梱	○	
3	＜各種設定及び動作確認＞ ・ドライバ関連の設定 ・納入したハードウェアの動作確認	○	業務要件に伴う設定内容は協議した結果を反映する。
4	＜機器の一時受け渡し＞ ・納入機器の初期不良検出確認 ・業務システム構築業者への機器の受け渡し	○	
5	＜業務システムソフトウェア等の設定及び動作確認＞ ・業務システムソフトウェアのインストール、設定及び動作確認	●	
6	＜機器の再梱包及び搬出＞ ・納入場所への搬入及び据付調整 ・機器の再梱包及び納入場所への搬出	○	全ハードウェア機器及びソフトウェアの動作に支障がないことが前提。
設置場所での作業（本設置時）			
7	＜納入場所への搬入＞ ・納入場所への搬入、開梱及び設置	○	
8	＜クライアント接続及び確認＞ ・クライアントへの接続及び動作確認	○	
9	＜現地最終設定及び動作確認＞ ・現地最終設定及び動作確認 ・作業完了後状態のシステムフルバックアップの取得	●	

○：本手順書の作業対象範囲、●：本手順書の作業対象外(業務システム構築業者作業)

2. 2. 補足事項

「現地最終設定及び動作確認」ですべての機器に問題がない場合は、下記の作業を実施すること。

- ① 機器本体に対して、発注者が別途提示する機器識別シールを貼付すること。
- ② 梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。

3. 作業内容

3. 1. 打ち合わせ及びドキュメント作成

契約後、納入機器の詳細仕様、設置平面図、立面図、電源容量、発熱量、重量及び搬入計画等の資料を、速やかに発注者に提出すること。

各種設定内容は、発注者へ事前に提示し、詳細を協議すること。受注者は、協議の結果を踏まえ、設定書及び手順書としてドキュメントを作成すること。

3. 2. 設定作業場所への搬入

発注者が指定する設定作業場所へ搬入を実施すること。

3. 3. 各種設定及び動作確認

事前協議で作成した設定書及び手順書に従い、クライアントへの接続、ドライバ関連の設定及び納入したハードウェアの動作確認を実施すること。

3. 4. 機器の一時受け渡し

各種設定及び動作確認等の作業後は、業務システム構築業者が構築作業を実施するため、各機器を業務システム構築業者へ一時的に受け渡すこと。その際、業務システム構築業者へ機器を受け渡すまでに、納入機器を使用して、初期不良の検出確認を実施すること。なお、初期不良は、最低一年間は無償で保証とすることとし、保証に伴う部品代、交通費及び送料等の諸費用は、受注者の負担とする。

3. 5. 業務システムソフトウェア等の設定及び動作確認

各機器を業務システム構築業者へ受け渡し後、業務システムに必要なソフトウェアのインストール、設定及び動作確認等を業務システム構築業者が実施するため、業務システム構築業者からの問合せに対応すること。また、必要に応じて、立会いを実施すること。

3. 6. 機器の再梱包及び搬出

機器の設置場所及び設置方法等を発注者と協議のうえ、各納入場所への搬入スケジュールを調整すること。なお、業務システム構築業者の作業完了後は、機器を再梱包し、各納入場所へ搬出すること。

3. 7. 納入場所への搬入

事前協議で作成した機器設置図に従い、各納入場所に搬入された機器を設置すること。

3. 8. クライアントへの接続及び確認

事前協議で作成した機器接続図に従い、クライアントへの接続及び動作確認を実施すること。

3. 9. 現地最終設定及び動作確認

機器接続後は、業務システム構築業者が現地最終設定及び動作確認並びに機器設置作業完了後状態のシステムフルバックアップの取得を実施するため、必ず立会い、業務システム構築業者からの問合せに対応すること。

第3部 ネットワーク機器編

1. はじめに

1. 1. 目的

第3部 ネットワーク機器編は、堺市住民基本台帳ネットワークシステム増設用端末等機器貸借（R7～）で調達する機器の内、ネットワーク機器の導入における下記の作業を、受注者が円滑に行うためのものである。

- ① 打ち合わせ及びドキュメント作成
- ② 納入場所への搬入
- ③ 通信線の接続及び確認

1. 2. 対象範囲

① 対象ハードウェア

本手順書の対象範囲となる機器及び導入時期は、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」及び「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照すること。

2. 導入作業

2. 1. 作業工程

ネットワーク機器における作業工程を、表 3 に示す。

表 3 作業内容一覧（ネットワーク機器）

項番	作業内容	作業 範囲	備考
契約後の作業			
1	＜打ち合わせ及びドキュメント作成＞ ・キックオフ及び各種資料提出 ・各種作業のスケジュール、手順及び設定内容等の打ち合わせ並びにドキュメント作成	○	
設置場所での作業（本設置時）			
2	＜納入場所への搬入＞ ・納入場所への搬入、開梱及び設置	○	
3	＜通信線の接続及び確認＞ ・電源及び LAN ケーブルの接続 ・動作確認	○	全ハードウェア機器及びソフトウェアの動作に支障がないことが前提

○：本手順書の作業対象範囲

2. 2. 補足事項

「現地最終設定及び動作確認」ですべての機器に問題がない場合は、下記の作業を実施すること。

- ① 機器本体に対して、発注者が別途提示する機器識別シールを貼付すること。
- ② 梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。

3. 作業内容

3. 1. 打ち合わせ及びドキュメント作成

契約後、納入機器の詳細仕様、設置平面図、立面図、電源容量、発熱量、重量及び搬入計画等の資料を、速やかに発注者に提出すること。

各種設定内容は、発注者へ事前に提示し、詳細を協議すること。受注者は、協議の結果を踏まえ、設定書及び手順書としてドキュメントを作成すること。

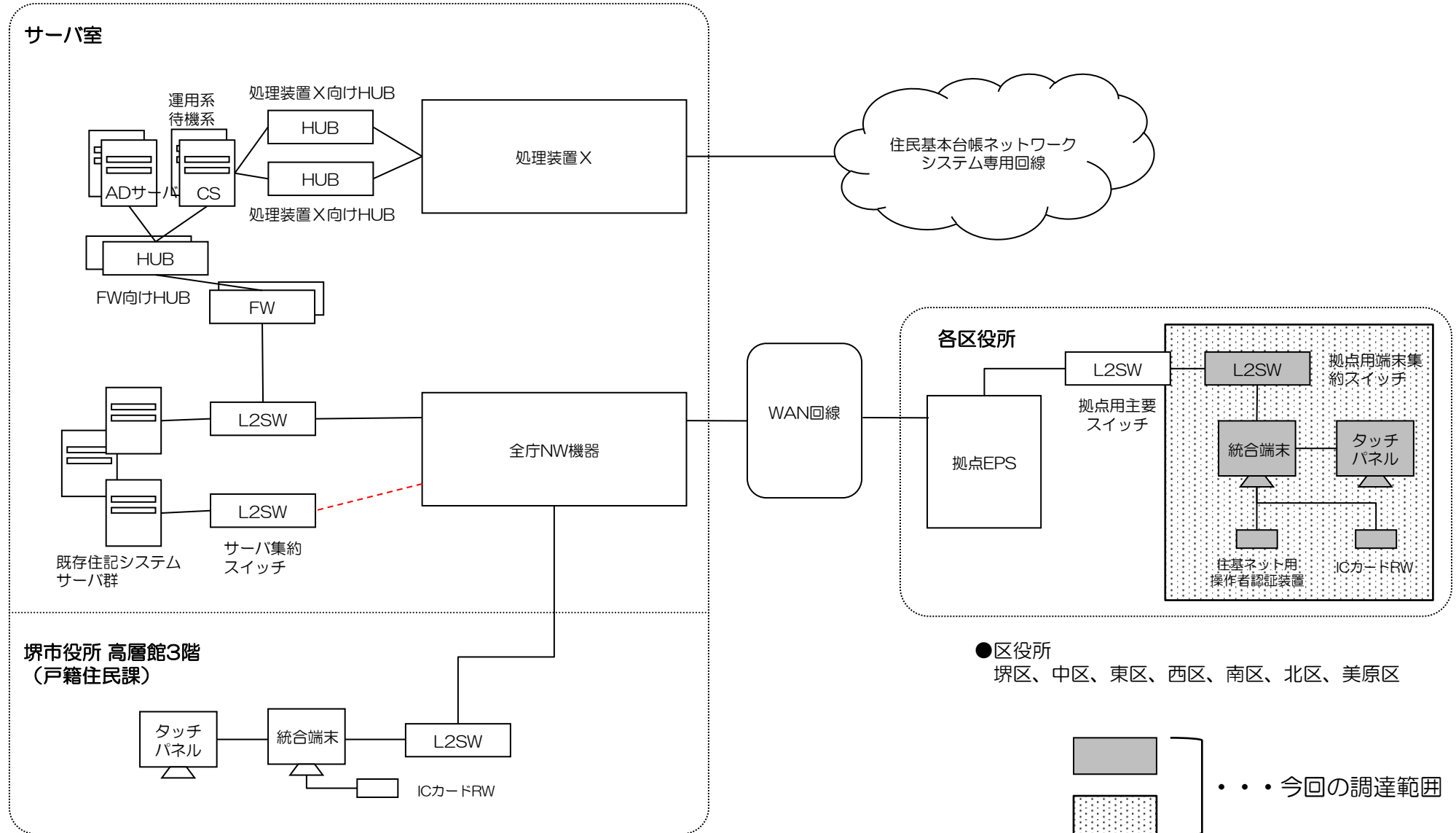
3. 2. 納入場所への搬入

事前協議で作成した機器設置図に従い、各納入場所に搬入された機器を設置すること。

3. 3. 通信線の接続及び確認

電源及び LAN ケーブルの接続等、並びに動作確認を実施すること。

住民基本台帳ネットワークシステム_ネットワーク構成図／機器増設イメージ図



■設置場所での作業内容

- ①業務端末設置、並びに電源及びLANケーブルの接続
- ②拠点用主要スイッチから端末集約用スイッチまでの必要な電源及びLANケーブルの接続
- ③その他、必要となるOAタップ及びモール等の敷設

受注者付帯作業一覧

以下に、受注者に必要とされる付帯作業を示す。なお、対象期間、対象回数及び対応人数等はあくまで予定であり、変更があった場合は、発注者と協議のうえ対応すること。

付帯作業の実施は、業務システム構築業者との円滑な協力体制を実現すること。なお、付帯作業の実施において、発注者及び業務システム構築業者に対して、費用を別途請求することはできない。

表 1. 受注者付帯作業一覧

作業項目	対象期間	日数 (回数)	対応 人数	備考 (必要とするスキル、等)
1. 支援体制の確立	受注者決定後 ～ 令和 7 年 9 月下旬	—	3 名 程度	・発注者及び業務システム構築業者等との窓口となる専任体制を設置すること ・納入機器の仕様を熟知し、発注者及び業務システム構築業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・必須要員 ハード／ソフト取り纏め：1 名 ネットワーク取り纏め：1 名 設置保守作業取り纏め：1 名 ※ 統括責任者として上記のうち 1 名を任命すること ・作業項目 2 以降の作業対応者との兼任を認める
	令和 7 年 10 月上旬 ～ 賃貸借期間終了まで	—	1 名	・発注者及び業務システム保守業者等との窓口となる専任体制を設置すること
2. 設置前の打ち合わせ及び調整 ① 納入機器仕様説明会 (発注者及び業務システム構築業者)	受注者決定後 2 週間以内	1 日 程度	2 名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること
② 導入作業事前打ち合わせ (発注者及び業務システム構築業者)	機器設置完了まで	随時	2 名 以上	
3. 設置前作業 ① 納入機器初期設定及び動作確認 ・ OS 及びソフトウェアインストール ・ 設定及び動作確認	業務システム構築業者 機器受け渡し完了まで	3 週間 程度	2 名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者及び、業務システム構築業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・ハードウェア設置作業員以外に作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること ・機能検証の内、特に、OS 及びサーバを起動した状態での機能検証は重点的に実施すること
② 初期不良の検出確認 ※ 調達製品の機能検証を含む	業務システム構築業者 機器受け渡し完了まで	10 日 程度	1 名 以上	
③ 業務システム構築業者機器受け渡し	令和 7 年 7 月上旬	1 日 程度	2 名 以上	

作業項目	対象期間	日数 (回数)	対応 人数	備考 (必要とするスキル、等)
④ 業務システム構築業者サポート ・業務システム構築作業の立会い ■ソフトウェアセットアップ ■動作確認 ・納入機器に関する質疑及び障害対応 ・納入機器に対する技術支援 ■納入機器チューニング ■障害対応テスト	機器設置完了まで	随時	1名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者及び、業務システム構築業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・対応が必要な場合は、速やかに対応すること ・ハードウェア設置作業員以外に作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること
⑤機器再梱包及び納入場所搬出 ・納入場所への据付調整 ・電源工事（必要の場合に限る） ・機器再梱包及び各納入場所搬出	令和7年9月上旬 ～ 令和7年9月下旬	各1日 程度	2名 以上	・電源工事が必要な場合は、別途日程調整が必要
4. 移設作業 ① 各納入場所への搬入及び設置 ・機器の設置 ・通信線の敷設及び接続 ・各種機器との接続及び疎通確認	令和7年9月末	別途 協議	2名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者及び、業務システム構築業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・ハードウェア設置作業員以外に作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること
② 本番初回稼働の立会い ・現地最終設定作業の立会い ・最終動作確認の立会い ・バックアップ取得の立会い	令和7年9月末 ～ 令和7年10月初旬	各1日 程度	1名 以上	・期間中は、切り替え手順書のレビューから切り替え当日の立会いまで対応が可能な専任対応者を選任すること
5. 保守・運用管理 ① 運用管理説明会	令和7年10月上旬	1日 程度	1名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者及び業務システム構築業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・定例会への参加は、専任対応者を選任すること ・障害内容に対し、オンサイト対応による作業完結が可能な要員を選任すること ・各種対応については、発注者の運用要件を把握し、作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること
② 定例会への参加	受注者決定後 ～ 賃貸借期間終了まで	月1日 程度	1名 以上	
③ 障害対応	機器設置完了後 ～ 賃貸借期間終了まで	随時	1名 以上	
④ ソフトウェアバージョンアップ及びパッチ適用	機器設置完了後 ～ 賃貸借期間終了まで	随時	1名 以上	
⑤ 予防保守（定期点検）	機器設置完了後 ～ 賃貸借期間終了まで	年2回 程度	1名 以上	